

金融商品取引法への誘い

川口恭弘

2018年8月発売／208頁／本体1900円＋税
四六判／並製



編集担当者から 金融商品取引法は、条文の分量が膨大で、非常に技術的・難解な法律です。それもあってか、学ぼうとするにあたり、ハードルの高さを感じる方も多いのではないのでしょうか。そんな戸惑いを抱く方への最適な入門書として、この本をお薦めします。

本書の特長は、具体的には次のような点にあります。①条文の内容を「概説」するのではなく、ポイントを絞り、制度の趣旨・背景や「相場の世界」を平易に説明していること、②金商法の条文構成にとらわれず、インサイダー取引のように、初学者がイメージしやすいトピックから始めるなど、構成も工夫されていること、③通読しやすいコンパクトなサイズの中に、百を超える図・資料を掲載し、視覚的にも理解しやすい本になっていること、などです。

想定している中心的な読者層は、事業会社（金融機関以外の会社）に勤めるビジネスパーソンですが、それらへの就職を考えている学生さんにも役に立つ本です。是非ご一読ください。(M.Y.)

Point!

P 図表、コラムを豊富に盛り込んだメリハリある紙面。

第1章 不正取引の概観

部外取引と聯合取引

（外部取引）
F 買注文 → 甲証券会社 → 金融商品取引所
売注文 → 乙証券会社

（聯合取引）
F 買注文 → 甲証券会社 → 金融商品取引所
H 売注文 → 乙証券会社

して買い注文を出す」といった手法がとられる。また、その日の終値は、新聞などで報道される。そこで、取引終了直前に、大量の注文を出すことで、終値を操作することも行われる。市場価格を操作する場合、通常、①と②の取引を組み合わせてなされることが多い。

Column 4 取引所における取引

日本には、札幌証券取引所、東京証券取引所、名古屋証券取引所、大阪取引所、福岡証券取引所の五つの金融商品取引所がある。東京証券取引所、名古屋証券取引所および大阪取引所は株式会社である。株式会社組織の金融商品取引所での売買は、**取引参加者**として取引所と契約をしている金融商品取引業者（証券会社）のみが許される。高い換えると、我々が上場株式に投資をするためには、取引参加者である証券会社に注文を出す必要がある。

2 相場探縦

取引所では、競争売買によって取引が行われる。ここでは、買い注文については、最も高い値段を提示したものが他の注文に優先し、売り注文については、最も安い値段を提示したものが他の注文に優先する（**価格優先の原則**）。さらに、同じ値段であれば、先に出された注文が優先される（**時間優先の原則**）。

a 会社の株式の売買に関して、下の表のような注文があったとしよう。まず、売り注文については、価格優先の原則で、100円のc、d、eの注文が101円のaとbの注文に優先する。買い注文については、同様に、100円のfの注文が、99円のg、h、iの注文に優先する。つぎに、c、d、eの間では、時間優先の原則により、e→d→cの順で注文が優先する。以上のことから、この例では、100円で、dとeの売り注文（合計で3000株）とfの注文（3000株）の間で売買が成立する。

売り注文（単位・株数）	値段	買い注文（単位・株数）
a 1,000	101円	f 3,000
b 4,000	101円	g 3,000
c 5,000	100円	h 1,000
d 2,000	99円	i 5,000
e 1,000	99円	

近年では、コンピューターを利用した取引が一般的となっている。それに伴い、相場探縦の方法も多様化している。その一つに**見せ玉**（みせぎょく）と呼ばれるものがある。これは、買付けまたは売付けの意思がないにもかかわらず、市場で売注文を出すというものである。

たとえば、Column 4の例で、a 会社の株式4000株を101円以上で売りたいと考えている場合（後掲の表ではb 4000の注文となる）、99円（約定しない程度の価格）の買い注文を見せ玉として出し（後掲の表のjとkの注文、結果的に需要が多いと勘違いをしたl、m、nの101円での注文を引き出すことができれば、その段階で、持株を